

令和8年（2026年）7月17日	
所 属	ごみ減量政策担当
所属長	鎌田 裕二
電 話	06-6409-1341

尼崎市家庭ごみ指定袋に関する臨時的措置の期間延長について

現在、家庭ごみ指定袋の入手が困難な状況を踏まえ、指定袋を購入できない場合に限り、本市指定袋以外の袋でのごみ出しを可能としておりますが、依然として、一部の店舗において指定袋の品切れが確認されている状況です。

このため、現在実施している臨時的措置の実施期間について、当初の「令和8年7月31日（金）まで」から、「令和8年9月30日（水）まで」に延長します。

なお、実施期間以外の内容については変更ありません。

1 臨時的措置の内容

家庭ごみ指定袋を購入できない場合に限り、本市指定袋以外の袋でのごみ出しを可能とします。

2 実施期間

令和8年6月1日（月）～9月30日（水）まで

（当初は令和8年6月1日（月）～7月31日（金）まで）

※状況により延長する場合があります。その際は、市公式ホームページやSNSでお知らせします。

3 臨時で利用できる袋について

	内容
色	透明または半透明で中身の見える袋
素材	ポリエチレン製の袋（ポリ袋）
サイズ	10 リットルから 45 リットルまで （尼崎市家庭ごみ指定袋と同程度の大きさ）

4 市民の皆様へのお願い

(1) 分別方法に変更はありません。これまでどおり、通常の分別方法でのごみ出しにご協力をお願いします。

(2) 本措置は、あくまで家庭ごみ指定袋が購入困難な場合の一時的な対応です。

市民の皆様には、多くの方に家庭ごみ指定袋が行き渡るよう、必要な量を購入いただき、買いだめを控えていただきますようご協力をお願いします。

以 上